

○岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金減免等取扱規則

平成20年4月1日

広域連合規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第69条第1項の規定に基づき、保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）に法第67条第1項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対して岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う一部負担金の減額、その支払の免除及びその徴収の猶予（以下「減免等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(一部負担金の減免等)

第2条 広域連合長は、被保険者又はその属する世帯の世帯主がおおむね過去1年以内の間に次の各号のいずれかに該当したことにより、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を減免され、若しくはその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（以下「世帯主等」という。）の収入の額の合計額が当該世帯主等について生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定の適用があるものとして同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額に1000分の1155を乗じて得た額（以下「基準額」という。）以下であって、その属する世帯の世帯主等の預貯金額の合計額が基準額の3か月分に相当する額以下となった場合、又は被保険者又はその属する世帯の世帯主が地方税法の規定による市町村民税が課されない者、同法の規定に基づく市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が減免されている者である場合又はその属する世帯の世帯主等の収入の額の合計額が基準額以下であって、その属する世帯の世帯主等の預貯金額の合計額が基準額の3か月分に相当する額以下である場合であって、おおむね過去1年以内の間に次の各号のいずれかに該当した場合の当該被保険者に対して、一部負担金を減額し、一部負担金の支払を免除し、又は保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができるものとする。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 重篤な疾病又は負傷により死亡し、心身に重大な障害を受け、又は長期入院したこと（当該世帯が当該被保険者のみの世帯である場合を除く。）。
- (3) 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく収入が減少したこと。
- (4) 前3号に類する事由があること。

第3条 前条に規定するもののほか、広域連合長は、第5条第1項の規定による一部負担金の減免の申請があった日（以下「減免申請日」という。）の属する年の前年（減免申

請日の属する月が1月から7月までの間にあっては、減免申請日の属する年の前々年とする。)における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額をいう。)の合計額(以下「総所得金額等の合計額」という。)の当該世帯における合算額が1,000万円以下であり、かつ、被保険者又はその属する世帯の世帯主が、減免等申請日以前6か月の間に震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産の価額について、その10分の5以上に相当する額の損害を被ったと認められ、減免申請日の属する月の前月までにおいて保険料の滞納がない、又は減免申請日において岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第33号。以下「条例」という。)第17条の規定による保険料の徴収の猶予若しくは条例第18条の規定による保険料の減免を受けている被保険者に対して、一部負担金を減額し、又は一部負担金の支払を免除することができるものとする。

第4条 第2条に規定するもののほか、広域連合長は、次条第1項の規定による一部負担金の徴収の猶予の申請があった日(以下「徴収猶予申請日」という。)の属する年の前年(徴収猶予申請日の属する月が1月から7月までの間にあっては、徴収猶予申請日の属する年の前々年とする。)における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した総所得金額等の合計額の当該世帯における合算額が1,000万円以下であり、かつ、被保険者又はその属する世帯の世帯主が、徴収猶予申請日以前6か月の間に震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたと認められ、徴収猶予申請日の属する月の前月までにおいて保険料の滞納がない、又は徴収猶予申請日において条例第17条の規定による保険料の徴収の猶予若しくは条例第18条の規定による保険料の減免を受けている者であり、当該一部負担金の徴収の猶予をした場合にあってはその徴収の猶予の期間の後にその徴収を猶予した一部負担金を支払うことが見込まれる被保険者に対して、保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができるものとする。

(一部負担金の減免等の申請等)

第5条 現に法第64条第1項の療養の給付を受け、又は療養の給付を受ける予定があり、第2条、第3条又は第4条に該当することにより一部負担金の減免等を受けようとする被保険者は、所定の一部負担金減免等申請書に第2条、第3条又は第4条に該当することを明らかにすることができる書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

2 次条第1項の規定により一部負担金減免等証明書の交付を受けた者は、第2条、第3条又は第4条に該当しなくなった場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(一部負担金の減免等の決定)

第6条 広域連合長は、前条第1項の申請が第2条、第3条又は第4条に該当すると認めたときは、一部負担金を減額する場合にあってはその減額の割合及び減額の期間を、一

部負担金の支払を免除し、又はその徴収を猶予する場合にあってはその支払の免除又はその徴収の猶予の期間を決定し、所定の一部負担金減免等証明書を当該被保険者に交付するものとする。

2 広域連合長は、前条第1項の申請が第2条、第3条又は第4条に該当しないと認めたときは、所定の一部負担金減免等申請却下通知書により当該被保険者に通知するものとする。

3 一部負担金の減免等の期間は、減免申請日から6か月を限度とする。ただし、広域連合長が認める場合は、その申請の減免等の事由に該当する事実の生じた日から6か月を限度として一部負担金を減免等することができるものとする。

4 同一の申請事由に基づく再度の一部負担金の減免等は行わないものとする。

(保険医療機関等における取扱い)

第7条 一部負担金の減免等を受けた被保険者は、法第67条第1項の規定にかかわらず、一部負担金の減額を受けた被保険者にあってはその減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うことをもって足り、一部負担金の支払の免除又はその徴収の猶予を受けた被保険者にあっては一部負担金を保険医療機関等に支払うことを要しない。

2 法第68条の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

3 前条第1項の規定により一部負担金減免等証明書の交付を受けた者は、保険医療機関等について療養の給付、法第64条第2項第3号に規定する評価療養又は同項第4号に規定する選定療養を受けようとするときは、当該保険医療機関等にこれを提出しなければならない。

(一部負担金の減免等の取消し)

第8条 一部負担金の減免等を受けた者が、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金減免等証明書の交付を受けたことが明らかとなったときは、申請時に遡って減免等の決定を取り消すものとし、当該減免等の決定を取り消された者は、一部負担金減免等証明書を返還するとともに、一部負担金の減額又はその支払の免除を受けた場合にあっては当該一部負担金の減額又はその支払の免除により支払を免れた一部負担金相当額を返納しなければならない。

2 一部負担金の減免等を受けた者が、その後の事情の変化により第2条、第3条又は第4条に該当しなくなったと認められるときは、減免等の決定を取り消すものとし、当該減免等の決定を取り消された者は、一部負担金減免等証明書を返還しなければならない。

(一部負担金の徴収手続)

第9条 一部負担金の徴収の猶予を受けた場合において、当該被保険者は当該一部負担金を広域連合長の交付する納入通知書によりその指定期限までに納付しなければならない。

(災害救助法が適用された災害等により被害を受けた被保険者の例外措置)

第10条 前8条の規定にかかわらず、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震、これに伴う原子力発電所の事故による災害、平成23年3月12日に発生した長野県北部地震、平成30年7月豪雨災害、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、広域連合長が認めた大規模災害又は広域連合長が大規模災害に準ずると認めた災害により被害を受けた被保険者に対する減免等は、広域連合長が別に定める。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、一部負担金の減免等の取扱いに関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年11月30日広域連合規則第12号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年4月21日広域連合規則第2号）

この規則は、平成23年4月21日から施行し、改正後の岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金減免等取扱規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年7月1日広域連合規則第3号）

この規則は、平成23年7月1日から施行し、改正後の岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金減免等取扱規則の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成28年4月1日広域連合規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月19日広域連合規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金減免等取扱規則の規定は、平成30年7月5日から適用する。

附 則（平成31年1月4日広域連合規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。ただし、第2条は平成31年10月1日から、第3条は平成32年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則の改正前の岡山県後期高齢者医療広域連合高年齢者医療一部負担金減免等取扱規則の規定に基づいてなされた免除、減額、猶予その他の処分については、なお、従前の例による。

附 則（令和2年3月31日広域連合規則第3号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。